佐賀関火葬場使用料収納事務に関する委託契約書

　大分市長　足立　信也（以下「発注者」という。）と　　（以下「受託者」という。）は、佐賀関火葬場使用料（以下「使用料」という。）の収納事務に関する委託について次のとおり契約を締結する。

（委託事務の範囲）
第１条　発注者は、使用料の収納事務を受託者に委託する。

（使用料の収納事務の内容）
第２条　使用料の収納事務は、佐賀関火葬場使用料収納事務実施要領により取り扱うものとする。

（契約の期間）
第３条　委託期間は、令和８年６月１日から令和１１年３月３１日までとする。

（委託料）
第４条　第１条に定める委託事務に要する費用は、佐賀関火葬場運営管理業務委託契約の契約金額に含むものとする。

（身分証明）
第５条　発注者は、収納事務を執行する受託者に対し身分を示す証票を交付するものとする。

（再委託の禁止）
第６条　受託者は、第１条に定める委託事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

（損害賠償）
第７条　受託者は、使用料の収納事務を遂行するにあたって受託者の責に帰すべき時由により発注者に損害を与えたときは、その損害の責を負うものとする。

（書類等の検査）
第８条　発注者が必要と認めるときは、この契約に係る事務について受託者の報告を求め関係書類を検査できるものとする。

（個人情報の保護）

第９条　受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第 10 条　この契約に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、発注者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため本契約書を 2 通作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　大分市荷揚町 2 番 31 号

大分市長　足立　信也　　印

受託者

印